

# VIII 不良債権の回収と責任追及

**Q90** 貯金保険機構は、破綻した農水産業協同組合の不良債権をどのように回収するのですか。

**Ans.**

- ① 貯金保険機構は、預金保険機構による100%出資の子会社である(株)整理回収機構と、農林中央金庫、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会が出資する系統債権管理回収機構(株)に破綻した農水産業協同組合の不良債権の買取りとその回収を委託しています。
- ② その際、(株)整理回収機構、系統債権管理回収機構(株)との間でそれぞれ回収業務に関する協定を締結して、不良債権の回収を支援するための幅広い指導及び助言を行うことができるとされています。

**Q91** 貯金保険機構は、破綻した農水産業協同組合の旧経営者に対する民事・刑事上の責任追及をどのように行っているのですか。

**Ans.**

旧経営者に対する責任追及とは、例えば、破綻農水産業協同組合の旧経営者（組合長、会長、理事長、理事もしくは監事など）が行った不正融資などについて、民事責任としてその不正融資などで農水産業協同組合が被った損害を賠償させるために民事訴訟の提訴をし、また、刑事責任として背任罪等で捜査機関に告訴・告発することです。

そのために、貯金保険機構は自ら管理人となる場合には、その業務の一環として行う内部調査の過程で把握した事実に基づいて、民事提訴、刑事告訴・告発を行うことになります。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及